

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 4 9 号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  個人市民税医療費控除の特例措置の延長等の地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正概要】</b></p> <p><b>1 個人市民税関係</b></p> <p><b>(1) 個人市民税医療費控除の特例措置の延長(令和4年1月1日施行)</b>  健康の維持増進等の取組みを行った個人が、特定一般用医薬品を購入した場合、その購入費用について平成30年度から令和4年度までの個人市民税に限り、医療費控除の特例措置を講じているが、この措置を5年間延長し令和9年度(令和8年12月31日までの購入医薬品が対象)まで対象にしようとするもの。</p> <p><b>2 固定資産税関係(公布の日施行)</b></p> <p><b>(1) 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置(条例公布の日施行)</b>  流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、現在、国会で審議中の特定都市河川浸水被害対策法等の規定により民間事業者等が整備する雨水貯留槽(地下に施工)、透水性舗装、浸透ます等の雨水貯留浸透施設の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を価格に1/3の割合を乗じて得た額とする規定を令和6年3月31日まで講ずるもの。</p> <p><b>3 その他所要の規定の整備</b></p>